## 議案第103号

東京都板橋区立八ケ岳荘の指定管理者の指定について 上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立八ケ岳荘の指定管理者の指定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定 に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地東京都板橋区立八ケ岳荘 長野県諏訪郡富士見町立沢字広原1番1322
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人国際自然大学校 東京都狛江市岩戸北四丁目17番11号
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## (提案理由)

八ケ岳荘の指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき 提出するものである。